

2020年5月11日  
逗子市

**令和2年逗子市議会第2回臨時会の招集について**  
令和2年5月14日開会予定の第2回臨時会付議予定事件は、次のとおりです。

1 報告

・報告第5号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）（緑政課）

令和元年10月13日午前8時頃、逗子市新宿4丁目の市有地において、令和元年台風第19号の影響により発生した倒木で住宅を損傷した事故に係る損害賠償について、緊急を要したため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和2年5月1日付けで専決処分したので、同条第2項の規定により報告するもの。

2 議案

・議案第33号 専決処分の承認について（損害賠償の額の決定）（緑政課）

令和元年9月9日午前2時頃、逗子市久木8丁目の市有地において、令和元年台風第15号の影響により発生した土砂崩落で住宅を損傷した事故に係る損害賠償について、緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年5月1日付けで専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるため提案するもの。

・議案第34号 専決処分の承認について（令和2年度逗子市一般会計補正予算（第1号））（財政課）

予算措置に緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるため提案するもの。

（補正額）歳入歳出とも60億1,710万9,000円の増額

（補正後の総額252億7,610万9,000円）

（歳出）

【新型コロナウイルス感染症対策関係】

・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止による家計への影響を緩和するための支援策として、給付対象者一人につき10万円を給付するために要する経費として、特別定額給付金給付事業60億1,452万8,000円を計上

・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策による小・中学校の臨時休業中の学習課題等を児童・生徒に郵送する経費として、（小学校費）学校運営事業95万8,000円、及び（中学校費）学校運営事業38万2,000円をそれぞれ増額

【その他】

・令和元年台風第15号及び第19号の影響による倒木及び土砂崩落による住宅の損傷に伴う損害賠償として、緑地維持管理事業124万1,000円を増額

（歳入）

・国庫補助金のほか所要の財源を措置するもの

・議案第35号 逗子市みんなで乗り越える新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定について

（財政課）

新型コロナウイルス感染症のまん延により市民生活及び地域経済に甚大な影響を及ぼしている状況に鑑み、これに対する感染症予防対策、地域経済対策等に要する経費に充てるため、新たに基金を設置するもの。

・議案第36号 逗子市市税条例の一部改正について (課税課)

地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第26号)が令和2年4月30日に施行されたことに伴い、特定の家屋及び構造物に係る固定資産税の課税標準の特例措置の割合を規定する要あるため提案するもの。

・議案第37号 逗子市国民健康保険条例の一部改正について (国保健康課)

国民健康保険において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどし、労務に服することができない被用者に傷病手当金を支給する市町村に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行うこととされたことを受け、感染拡大防止の観点から傷病手当金を支給するに当たり、改正の要あるため提案するもの。

・議案第38号 令和2年度逗子市一般会計補正予算(第2号) (財政課)

(補正額) 歳入歳出とも6億7,587万2,000円の増額

(補正後の総額259億5,198万1,000円)

歳入歳出予算の補正についての内容は次のとおり

(歳出)

【新型コロナウイルス感染症対策関係】

・感染症予防対策、地域経済対策等に要する経費の積立金として、みんなで乗り越える新型コロナウイルス感染症対策基金積立金3億7,265万8,000円を計上

・神奈川県緊急事態措置の協力要請に応じた中小企業及び個人事業主に対する支援のほか、売上等が減少するなど一定の条件を満たした中小企業及び個人事業主に対する支援に要する経費として、新型コロナウイルス対策中小企業者等給付金支給事業2億21万8,000円を計上

・休業等に伴う収入減少により住居を失う恐れが生じている者に対する家賃相当の給付(住居確保給付金)に要する経費として、生活困窮者自立支援事業に国庫補助事業分997万7,000円、及び市の上乗せ分550万円の計1,547万7,000円を増額

(給付額内訳)

(国庫補助事業分) 単身世帯: 41,000円、2人世帯: 49,000円、3~5人世帯: 53,000円

6人世帯: 57,000円、7人以上の世帯: 64,000円

(市の上乗せ分) 単身世帯: 20,000円、2人以上の世帯: 30,000円

・逗葉地域医療センターに逗葉医師会が設置するPCR集合検査等に必要となる感染防止資器材を購入する経費として、感染症予防事業285万5,000円を増額

・救急出動で必要とする感染防止資器材に要する経費として、救急活動事業341万5,000円を増額

・子育て世帯の生活を支援する目的として児童手当を受給する世帯に児童一人当たり10,000円を給付するために要する経費として、子育て世帯への臨時特別給付金支給事業6,254万円を計上

・ひとり親家庭等世帯の生活を支援する目的としてひとり親家庭等に一世帯あたり30,000円を給付するために要する経費として、ひとり親家庭等特別支援給付金支給事業1,151万9,000円を計上

【その他】

・緑地の崩落にあたって実施する緑地法面工事に要する経費として緑地安全対策事業719万円を増額(歳入)

・国庫補助金及び財政調整基金繰入金のほか所要の財源を措置するもの

・議案第39号 令和2年度逗子市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) (財政課)

(補正額) 歳入歳出とも43万円の増額

(補正後の総額58億7,733万円)

歳入歳出予算の補正についての内容は次のとおり

(歳出)

・新型コロナウイルス感染症に感染するなどし、労務に服することができない国民健康保険の被保険者に対する傷病手当金の支給に要する経費として、傷病手当金支給事業43万円を計上

(歳入)

・所要の財源を措置するもの

本件に関するお問い合わせ先

電話046-873-1111 (代表)

※各議案の担当課にお尋ねください。

議案とりまとめ担当: 総務課

電話046-873-1111 (代表)